

第64回定時株主総会

その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

<事業報告>

- ・財産及び損益の状況
- ・主要な事業内容
- ・主要な営業拠点等
- ・従業員の状況
- ・主要な借入先
- ・会社の株式に関する事項
- ・社外役員に関する事項
- ・会計監査人に関する事項
- ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ・剰余金の配当等の決定に関する方針

<連結計算書類>

- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表

<計算書類>

- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

<監査報告>

- ・連結計算書類に係る会計監査報告
- ・計算書類に係る会計監査報告
- ・監査等委員会の監査報告

株式会社コメリ

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主様には電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面をお送りいたします。

財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第61期 (2022年3月期)		第62期 (2023年3月期)		第63期 (2024年3月期)		第64期 (2025年3月期)	
	金 額	比 率 (%)	金 額	比 率 (%)	金 額	比 率 (%)	金 額	比 率 (%)
営 業 収 益 (百万円)	376,094	100.0	379,401	100.0	370,752	100.0	379,192	100.0
営 業 利 益 (百万円)	27,825	7.4	26,053	6.9	22,081	6.0	22,396	5.9
経 常 利 益 (百万円)	28,248	7.5	25,812	6.8	22,214	6.0	22,248	5.9
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	17,897	4.8	17,096	4.5	13,712	3.7	13,719	3.6
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	360.22	—	351.62	—	286.06	—	289.12	—
総 資 産 (百万円)	354,788	—	361,387	—	372,851	—	386,661	—
純 資 産 (百万円)	213,840	—	227,347	—	236,248	—	246,316	—

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第61期 (2022年3月期)		第62期 (2023年3月期)		第63期 (2024年3月期)		第64期 (2025年3月期)	
	金 額	比 率 (%)	金 額	比 率 (%)	金 額	比 率 (%)	金 額	比 率 (%)
営 業 収 益 (百万円)	365,619	100.0	368,784	100.0	359,911	100.0	368,103	100.0
営 業 利 益 (百万円)	24,322	6.7	22,757	6.2	19,218	5.3	19,402	5.3
経 常 利 益 (百万円)	25,054	6.9	23,273	6.3	19,921	5.5	19,682	5.3
当期純利益 (百万円)	15,827	4.3	15,670	4.2	12,364	3.4	12,192	3.3
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	318.55	—	322.30	—	257.94	—	256.94	—
総 資 産 (百万円)	321,894	—	326,489	—	335,985	—	348,455	—
純 資 産 (百万円)	181,155	—	193,398	—	201,033	—	208,987	—

主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、当社、連結子会社5社及び非連結子会社10社で構成され、「ホームセンター事業」と「その他事業」に区別されています。「ホームセンター事業」では、金物・工具、資材・建材、園芸・農業用品等の販売、物流サービス、情報処理システムの開発・運営、クレジットカード関連サービス等を、「その他事業」では、LPガス・ガソリン等の燃料や書籍等の販売を行っております。

主要な営業拠点等（2025年3月31日現在）

① コメリ店舗 1,228店舗

（合計：コメリパワー 114店舗、コメリPRO 19店舗、コメリハード&グリーン 1,091店舗、アテナ 4店舗）

都道府県	パワー	PRO	ハード&グリーン	アテナ	合計	都道府県	パワー	PRO	ハード&グリーン	アテナ	合計
北海道	12	0	14	0	26	三重県	4	6	38	0	48
青森県	3	0	18	0	21	滋賀県	4	0	24	0	28
岩手県	3	0	36	0	39	京都府	0	0	19	0	19
宮城県	1	0	35	0	36	大阪府	0	0	7	0	7
秋田県	6	1	33	0	40	兵庫県	0	0	30	0	30
山形県	4	3	20	0	27	奈良県	2	2	11	0	15
福島県	2	0	50	0	52	和歌山県	7	0	13	0	20
茨城県	5	0	41	0	46	鳥取県	0	0	12	0	12
栃木県	2	0	37	0	39	島根県	0	0	8	0	8
群馬県	1	0	39	0	40	岡山県	2	0	27	0	29
埼玉県	0	0	34	0	34	広島県	1	0	21	0	22
千葉県	5	0	47	0	52	山口県	1	0	15	0	16
東京都	0	0	10	0	10	徳島県	0	0	17	0	17
神奈川県	0	0	8	0	8	香川県	1	0	9	0	10
新潟県	13	2	61	4	80	愛媛県	1	0	9	0	10
富山県	4	1	20	0	25	高知県	0	0	12	0	12
石川県	2	1	17	0	20	福岡県	8	0	19	0	27
福井県	2	1	18	0	21	佐賀県	3	0	12	0	15
山梨県	0	1	19	0	20	長崎県	2	0	15	0	17
長野県	3	1	53	0	57	熊本県	2	0	38	0	40
岐阜県	0	0	39	0	39	大分県	1	0	14	0	15
静岡県	1	0	21	0	22	宮崎県	1	0	20	0	21
愛知県	2	0	8	0	10	鹿児島県	3	0	23	0	26

② 物流センター

流通管理センター 1カ所（新潟県新潟市）

流通センター 11カ所（北海道苫小牧市、岩手県花巻市、福島県郡山市、茨城県稲敷市、群馬県高崎市、福井県坂井市、三重県津市、岡山県岡山市、福岡県大牟田市、和歌山県橋本市、静岡県菊川市に各1）

従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
ホームセンター事業	3,916名	△151名
その他事業	37名	△6名
合計	3,953名	△157名

（注）従業員数は就業員数であり、上記従業員のほかに2025年3月31日現在の嘱託社員は314名（前連結会計年度末比4名減）、パートタイマーは4,752名（前連結会計年度末比88名減）であります。なお、パートタイマーの員数については、1日8時間換算による月平均人員で算出しております。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	3,051名	△150名	39歳4ヵ月	13年8ヵ月
女性	581名	+6名	33歳0ヵ月	5年2ヵ月
合計又は平均	3,632名	△144名	38歳4ヵ月	12年4ヵ月

（注）1. 従業員数は就業員数であり、上記従業員のほかに2025年3月31日現在の嘱託社員は211名（前事業年度末比2名減）、パートタイマーは4,091名（前事業年度末比95名減）であります。なお、パートタイマーの員数については、1日8時間換算による月平均人員で算出しております。

2. 平均年齢、平均勤続年数は、受入出向者を除いて算出しております。

主要な借入先（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほ銀行	13,500
株式会社第四北越銀行	7,198
株式会社三菱UFJ銀行	6,400
農林中央金庫	1,000
株式会社日本政策投資銀行	875

会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 131,000,000株

(2) 発行済株式の総数 54,409,168株

(3) 株主数 12,197名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社米利	株 16,145,842	% 33.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,702,500	7.74
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,480,900	5.18
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	1,743,400	3.64
捧雄一郎	1,388,921	2.90
株式会社第四北越銀行	1,325,373	2.77
有限会社ささげ	1,245,647	2.60
公益財団法人美術育成財団雪梁舎	1,213,592	2.54
捧欽二	1,022,397	2.14
コメリ社員持株会	841,142	1.76

- (注) 1. 当社は、自己株式6,545,671株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
なお、持株比率は自己株式を除いて算出しております。
2. 業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）」の導入による当社株式127,300株及び「株式給付信託（従業員持株会処分型）」の導入による当社株式306,200株の合計433,500株は、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有しており、自己株式には含めておりません。

社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

- ・各社外取締役の重要な兼職先は、事業報告「2. 会社役員に関する事項（1）取締役の状況」に記載のとおりです。
- ・当社は、藤田善六氏とは顧問契約は締結しておりませんが、同氏に対して弁護士報酬を支払っております。その金額は1百万円未満であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
- ・その他の社外取締役の兼職先とは、特別な関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役	松 田 修 一	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席しました。長きにわたる大学教授の経験や起業家支援の経験を活かした専門的見地から発言を行っております。また、当社グループを取り巻く経営環境の変化を踏まえた企業価値向上に資する提言等を行っております。
社 外 取 締 役	和 田 裕	当事業年度開催の取締役会12回のうち10回に出席しました。インダストリアルデザイナーとしての高度な専門知識と経営における豊富な経験を活かした見地から発言を行っております。ステークホルダーの視点に立った商品及びサービスに関する事項について、経営の立場での提言等を行っております。
社 外 取 締 役	菊 地 美 佐 子	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席しました。企業経営における豊富な経験を活かした見地から発言を行っております。また、ESGや広報・PR、人材育成等について、サステナブルな視点による当社経営への提言等を行っております。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	藤 田 善 六	当事業年度開催の取締役会12回のうち10回に出席、監査等委員会11回のうち9回に出席しました。主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。また、取引又は各種取り組みに関する法的リスクの指摘等、経営の視点で事業上のリスクの対応について提言等を行っております。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	武 石 聡 之	2024年6月21日の就任以降に開催された取締役会10回の全てに出席、監査等委員会9回の全てに出席しました。主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。また、財務・会計に関する相当程度の知見を活かし、当社の経営への提言等を行っております。

会計監査人に関する事項

当社の会計監査人は、2024年6月21日開催の第63回定時株主総会においてPwC Japan有限責任監査法人が選任され、当事業年度（第64期）の会計監査は同監査法人が実施いたしました。なお、第63回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した有限責任監査法人トーマツは、前事業年度（第63期）に係る会計監査のみ実施いたしました。

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	47百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 監査継続期間

1年間

(4) 業務を執行した公認会計士

指有限責任社員 業務執行社員 尻引 善博
指有限責任社員 業務執行社員 及川 貴裕

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、会計監査人を解任した旨及びその理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「コメリグループ行動指針」に基づく公正かつ適法な事業活動を行うため、コンプライアンス担当役員は、「コンプライアンス規程」に基づき、定期的にコンプライアンス委員会を開催し、全社的なコンプライアンスの徹底を図る。コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正等を目的として、当社グループ従業員が利用できる「ヘルプライン」（内部通報制度）を設置する。内部監査機能としては、「監査室」が各部門の業務遂行状況の監査を定期的に行い、業務改善の助言を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び「文書管理規程」「情報管理規程」等の社内規程に基づき、適切かつ検索性の高い状態で管理・保存する。企業情報の開示については、開示を担当する部署が社内情報を網羅的に収集し、適時に正確な情報を開示する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業上のリスクに関する情報を収集し適正に分析・評価した上で、中長期的な企業価値を向上させ、収益性及び効率性の最大化を目指すために、全社的なリスク管理体制の整備・構築・運用を行う。また、事業の継続に影響を与えるような重大な障害、事件・事故、災害等が発生した場合は、損害を最小限に抑えるため施策を講じる。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「職制及び業務分掌規程」「職務権限規程」等により、取締役及び執行役員等の決裁権限及び責任の範囲を定め、業務執行の効率化と意思決定の迅速化を図る。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「コメリグループ行動指針」に基づき、子会社が公正かつ適法な事業活動を行うため、コンプライアンス担当役員は、当社グループ全体のコンプライアンスを統括し、当社グループ全体のコンプライアンスの徹底を図る。また、子会社の業務全般について管理を行うため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社担当の責任者を置き、子会社のリスク管理を含めた業務全般について、必要な管理・指導体制を整備する。

⑥ 反社会的勢力排除に向けた考え方

当社グループは、社会の秩序や市民生活の安全に脅威を与える反社会的勢力、組織又は団体とは関わりを持たず、これらの圧力に対しては断固として対決し、

これを排除する。

⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、関係法令等に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

⑧ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査等委員会の職務を補助するため、使用人を置くことを監査等委員会が求めたときは社内にて必要な体制を整備する。

⑨ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

上記⑧の使用人の取締役からの独立性を確保するため、同使用人の任命及び評価等は、監査等委員会と協議して行う。

⑩ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務遂行上必要な場合、上記⑧の使用人が、取締役から独立して業務を行い、当社グループの取締役及び使用人がそれに協力する体制を整備する。

⑪ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

監査等委員会が当社グループの取締役及び使用人に対し報告することを求めたときは、速やかに適切な報告を行うための体制を整備する。また、監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けない体制を整備する。

⑫ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用又は債務の処理を行う。

⑬ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、取締役会をはじめとする重要会議への出席、取締役及び使用人からの職務の執行状況の聴取、重要な決裁書類等の閲覧等を通じ、取締役会の意思決定の過程、並びに取締役及び使用人の職務の執行について監査の実効性の確保を図る。

代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を開催し、監査等委員会が意見又は情報交換等を行うことができる体制をとる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス

当事業年度は、コンプライアンス委員会を12回開催するとともに、取締役会に対してコンプライアンス委員会の活動内容等の報告を行いました。また、店長等の社内研修や商品部等の会議体を通じて、コンプライアンスに関する教育も継続的に行っております。

② リスク管理

情報セキュリティ委員会6回及び為替リスク委員会1回、それぞれ開催し、情報漏洩やサイバーセキュリティリスク、為替リスク回避及び低減に努めました。また、それ以外のリスクへの対応に関しましても、社内研修や会議等で啓蒙を行いました。

内部通報につきましては、ヘルプライン運用規則に基づき、グループ会社の内部通報窓口及び外部窓口を設置しております。

③ 内部監査

監査室は、当社及び子会社の業務遂行状況の業務監査を定期的に実施し、業務改善の助言を行っております。

④ 子会社管理

子会社の管理につきましては、子会社を統括する担当役員を置き、関係会社管理規程に基づき、各子会社から報告を受ける体制を整えております。また、グループ会社のコンプライアンス担当の連絡会も実施しております。

⑤ 財務報告に係る内部統制

内部統制委員会において、金融商品取引法に定められた「内部統制報告制度」に対する社内体制の整備・運用と有効性の判断を行いました。

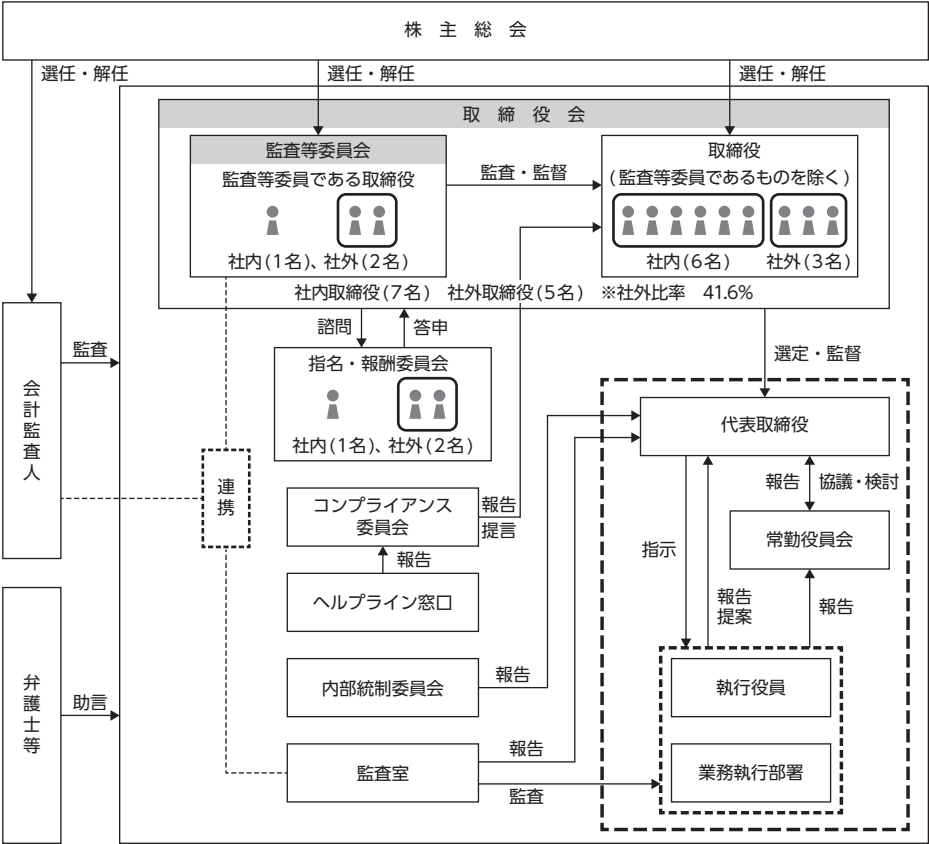
⑥ 監査等委員会監査に関する取り組み

当事業年度は、代表取締役と監査等委員の会合を2回開催しました。

また、常勤監査等委員は、社内の重要な会議に出席し、各監査等委員は、取締役又は使用人等から、定期的に職務の執行状況の報告を受けております。

なお、コーポレート・ガバナンス体制（2025年5月20日現在）につきましては、以下の模式図をご覧ください。

【当社のコーポレート・ガバナンス体制】



剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、資材・建材、園芸・農業資材市場の流通近代化を実現していくことが、中長期的な企業価値の向上、株主利益の増大に寄与するものと考えております。利益配分につきましては、将来の事業計画と企業価値向上に向けた成長基盤投資に備え、内部留保資金を確保した上で、配当は安定的・継続的に実施することを基本としております。

内部留保資金は、新規出店、既存店舗の改装、物流センターの新設・増強に向けた投資、リフォーム事業・Eコマース事業の拡大に伴うシステム環境の整備、人材育成のための教育環境の整備、お客様の利便性向上と従業員の業務生産性向上の両立を目的とするDX推進のための投資等、経営基盤強化のための成長投資に活用し、更なる成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株あたり27円とさせていただきました。これにより年間配当金は、中間配当金27円とあわせて、1株あたり54円となります。

翌事業年度の配当金につきましては、中間配当金1株あたり28円、期末配当金1株あたり28円の年間配当金1株あたり56円を予定しております。

なお、当社は、2013年6月21日開催の第52回定時株主総会において、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨の定款変更を行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率等の表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	18,802	25,260	208,401	△16,616	235,847
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,550		△2,550
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			13,719		13,719
自 己 株 式 の 処 分		0		337	337
自 己 株 式 の 取 得				△2,049	△2,049
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	0	11,168	△1,711	9,457
当 期 末 残 高	18,802	25,260	219,570	△18,328	245,304

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	退 職 給 付 係 数 調 整 累 計	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	376	24	400	236,248
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△2,550
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				13,719
自 己 株 式 の 処 分				337
自 己 株 式 の 取 得				△2,049
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	32	578	611	611
当 期 変 動 額 合 計	32	578	611	10,068
当 期 末 残 高	408	603	1,011	246,316

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 5 社 連結子会社の名称 (㈱ライフコメリ、北星産業㈱、㈱ビット・エイ、㈱コメリキャピタル、㈱ムービータイム)
- ② 非連結子会社の数 10 社 主要な非連結子会社の名称 (大連米利海辰商場有限公司)
- (連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純利益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) はいずれも小規模であり、かつ全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結子会社 —
- ② 持分法を適用していない非連結子会社の数 10 社
- 主要な非連結子会社の名称 (大連米利海辰商場有限公司)
- (持分法を適用しなかった理由)

持分法を適用していない非連結子会社は当期純利益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外 のもの	時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

ロ デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ	時価法 (ヘッジ会計を適用するものを除く)
--------	-----------------------

ハ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) によっております。

商品及び製品	主として売価還元法
原材料及び貯蔵品	最終仕入原価法

② 固定資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～39年

機械装置及び運搬具 8～17年

ロ 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
定額法

ハ リース資産

ニ 長期前払費用

③ 引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ 役員賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

ニ ポイント引当金

当社が運営するポイントプログラムにて会員に付与するポイントには、購入実績に応じて付与するポイントと、購入実績以外の事象で付与するポイントがあります。

このうち、購入実績以外の事象で付与するポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

ホ 災害損失引当金

災害により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上しております。

ヘ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、2010年6月29日開催の第49回定時株主総会で決議された役員退職慰労金の打ち切り支給額のうち、将来の支給見込額を計上しております。

ト 役員株式給付引当金

当社の取締役に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、役員株式給付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

イ 商品の販売に係る収益認識

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益は、主にホームセンター事業における商品の販売によるものであり、これら商品の販売は、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

また、商品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

なお、対価の受領は、顧客の選択した決済手段に従って、概ね商品の引渡しと同時に対価が支払われており、重大な金融要素は含んでおりません。

ロ 自社ポイント制度に係る収益認識

当社が運営するポイントプログラムにて会員に付与するポイントには、購入実績に応じて付与するポイントと、購入実績以外の事象で付与するポイントがあります。

このうち、ポイント会員に購入実績に応じて付与したポイントを履行義務として識別し、取引価格から顧客により行使されると見込まれる金額を控除し収益を認識しております。

ハ 商品券に係る収益認識

当社は、当社が発行した商品券を履行義務として識別し、商品券が使用された時点で収益を認識しております。商品券の未使用分については、顧客が権利を行使する可能性が極めて低くなった時に収益を認識しております。

⑤ 外貨建の資産、負債の本邦通貨

連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は、損益として処理しております。

への換算基準

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たすものについては振当処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約、通貨スワップ、通貨オプション

ヘッジ対象……買掛金（予定取引を含む）

ハ ヘッジ方針

商品の輸入取引に係る為替相場の変動リスクの低減のため、社内規程に基づき為替予約取引・通貨スワップ取引・通貨オプション取引を行っております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動の累計額を比較すること等によってヘッジの有効性の評価を行っております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約・通貨スワップ取引において、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一であり、高い相関関係があると認められるものについては、連結決算日における有効性の評価を省略しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

2. 会計方針の変更

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

ホームセンター事業に係る資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	連結貸借対照表計上額	連結損益計算書計上額 (減損損失)
有形固定資産	177,679百万円	1,205百万円
無形固定資産	9,102百万円	31百万円
投資その他の資産	1,054百万円	7百万円
合計	187,837百万円	1,244百万円

(2) 見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、ホームセンター事業を営むために全国に多店舗展開しており、店舗における固定資産は建物、電気・空調設備、駐車場などの資産を保有しております。

当社グループは、原則として各店舗を基本単位としてグルーピングをしております。

当社グループが保有する固定資産のうち、「固定資産の減損に係る会計基準」において対象とされるものについては、損益報告や経営者が承認した予算などの企業内部の情報、経営環境や資産の市場価格などの企業外部の要因に関する情報に基づき、資産又は資産グループ別に減損の兆候の有無を判定しております。当社グループが減損の兆候の判定に用いる各店舗別の営業損益には、直課または一定の仮定により決定された配賦基準を用いて各店舗に配賦されるリポートが含まれております。減損の兆候がある場合には、各店舗の割引前将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの合計額が当該店舗の固定資産帳簿価額を下回るものについて、帳簿価額を回収可能価額（使用価値または正味売却価額）まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当該資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りは、主要な資産の経済的残存使用年数、過年度の実績等を基礎とした売上高、荒利益率並びに販売費及び一般管理費などの将来予測を前提とし、一部の店舗においては、個別施策の効果による売上高の増加を過去の施策実績に基づき加味しており、これらは、消費者マインドの変化、競合他社の動向、経営者の経営戦略等により大きく影響を受けることから不確実性を伴います。事業計画や経営・市場環境の変化により見直しが必要になった場合には、翌連結会計年度において新たな減損損失の認識又は追加の減損損失が発生する可能性があります。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

資産除去債務の見積りの変更

当連結会計年度において、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額5,666百万円を有形固定資産及び資産除去債務に加算しております。

なお、この変更に伴って計上した有形固定資産については、314百万円を減損損失として処理しており、当該見積りの変更により、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は314百万円減少しております。

5. 追加情報

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、断りがない限り同じ。）の報酬と当社の業績及び株価価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役に對して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2) 信託に残存する当社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末287百万円、127千株であります。

(株式給付信託（従業員持株会処分型）制度)

当社は、従業員の福利厚生 の増進及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、「コメリ社員持株会」（以下、「持株会」といいます。）に加入する全ての従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。

信託の設定後5年間にわたり持株会が取得する見込みの当社株式を、本制度の受託者である信託銀行が予め一括して取得し、以後、持株会の株式取得に際して定期的に当社株式を売却していきます。信託終了時まで、信託銀行が持株会への売却を通じて本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、かかる金銭を残余財産として、受益者適格要件を充足す

る持株会加入者（従業員）に分配します。また、当社は、信託銀行が当社株式を取得するために受託者が行う借入に際し保証をするため、当社株価の下落等により、信託終了時において、株式売却損相当額の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末849百万円、306千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度 788百万円

6. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 190,317百万円

7. 連結損益計算書に関する注記

(1) 固定資産処分損

固定資産処分損の主な内訳は、建物及び構築物134百万円、機械装置及び運搬具0百万円、有形固定資産その他5百万円、解体撤去費用182百万円、無形固定資産その他0百万円であります。

(2) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
富山県他15府県 74件	店舗	建物等

当社グループは原則として各店舗を基本単位としてグルーピングをしております。営業活動による損益が継続してマイナスとなる店舗や土地の時価が著しく下落している店舗について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当連結会計年度においては、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行い、この見積りの変更による増加額を資産除去債務に計上するとともに、同時に計上した建物の一部について減損損失を計上しております。

当連結会計年度に計上した減損損失1,244百万円の内訳は、建物及び構築物962百万円、機械装置及び運搬具3百万円、土地239百万円、借地権30百万円、長期前払費用7百万円、その他0百万円であります。なお、当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローを2.2%で割り引いて算出しております。

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

54,409,168株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 期末の株式数
普通株式	6,546千株	554千株	121千株	6,979千株

(注) 普通株式の自己株式の増加554千株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得539千株、役員株式給付信託（BBT）による取得14千株、単元未満株式の買取0千株によるものであります。普通株式の自己株式の減少121千株は、株式給付信託（従業員持株会処分型）による処分121千株、単元未満株式の買増し請求0千株によるものであります。なお、当連結会計年度末日の自己株式数のうち、役員株式給付信託（BBT）及び株式給付信託（従業員持株会処分型）が所有する株式数は、433千株であります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2024年5月14日 取 締 役 会	普通株式	1,258	26	2024年3月31日	2024年6月24日
2024年10月22日 取 締 役 会	普通株式	1,292	27	2024年9月30日	2024年12月2日

(注) 上記の配当金の総額には、役員株式給付信託（BBT）及び株式給付信託（従業員持株会処分型）が保有する当社株式に対する配当金（2024年5月14日取締役会決議分14百万円、2024年10月22日取締役会決議分13百万円）が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2025年5月20日 取 締 役 会	普通株式	利益剰余金	1,292	27	2025年3月31日	2025年6月27日

(注) 上記の配当金の総額には、役員株式給付信託（BBT）及び株式給付信託（従業員持株会処分型）が保有する当社株式に対する配当金11百万円が含まれております。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入によっております。デリバティブは、商品の輸入取引に係る為替相場の変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形及び売掛金に係る取引先の信用リスクは、当社では、売掛金管理規程に従い、店別・取引先別に期日管理及び残高管理を行うとともに、連結子会社についても、取引先別に売掛金の期日及び残高を管理することにより、信用リスク低減に努めております。

投資有価証券は、主に株式及び投資信託であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借契約によるものであり、預託先の信用リスクに晒されておりますが、預託先ごとに期日管理、残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務は、ほとんど1年以内の支払期日であります。短期借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で10年後であります。

預り保証金は、テナントの賃貸借契約による敷金及び保証金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額109百万円）は、「投資有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 投資有価証券	1,590	1,590	－
② 敷金及び保証金	7,073	5,638	△1,435
資産計	8,664	7,228	△1,435
③ 長期借入金（※1）	15,261	15,325	63
④ リース債務（※2）	5,170	5,170	－
⑤ 預り保証金	1,424	1,238	△186
負債計	21,856	21,734	△122

（※1）1年内返済予定長期借入金を含めております。

（※2）流動負債に計上しているリース債務を含めております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、投資信託については公表されている基準価格を用いて評価しているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

これらの時価は、一定期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を契約期間および信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率をもとに、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

預り保証金

これらの時価は、一定期間ごとに区分した債務ごとに、契約期日までの期間および信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他 (注)	合計
	ホームセンター		
工具・金物・作業用品	68,612	－	68,612
リフォーム資材・エクステリア用品	55,190	－	55,190
園芸・農業・ペット用品	112,622	－	112,622
日用品・家電・カー・レジャー用品	74,482	－	74,482
インテリア・家庭・オフィス用品	34,127	－	34,127
燃料等	15,418	－	15,418
その他	10,945	4,620	15,566
顧客との契約から生じる収益	371,400	4,620	376,021
その他の収益	3,150	19	3,170
外部顧客への売上高	374,551	4,640	379,192

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、燃料、書籍等を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

契約負債	当連結会計年度
期首残高	4,409
期末残高	4,727

契約負債は、当社が付与したポイント等のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額は4,409百万円であります。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契

約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

11. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	5,193円27銭
------------	-----------

1 株当たり当期純利益	289円12銭
-------------	---------

(注) 総額法の適用により計上された自己株式については、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

また、1 株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

期末の当該自己株式の数 433千株 期中平均の当該自己株式の数 433千株

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	その他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金		
						固定資産 圧縮積立金	特別償却 準 備 金	別 途 積立金
当 期 首 残 高	18,802	5,000	24,855	29,855	1,024	274	5	154,500
当 期 変 動 額								
固定資産圧縮積立金の取崩し						△22		
特別償却準備金の取崩し							△5	
別途積立金の積立て								10,000
剰 余 金 の 配 当								
当 期 純 利 益								
自 己 株 式 の 取 得								
自 己 株 式 の 処 分			0	0				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	－	－	0	0	－	△22	△5	10,000
当 期 末 残 高	18,802	5,000	24,855	29,855	1,024	252	－	164,500

	株 主 資 本				評価・換算差額等		純資産合計
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合 計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計					
	繰越利益 剰 余 金						
当 期 首 残 高	12,928	168,734	△16,616	200,775	258	258	201,033
当 期 変 動 額							
固定資産圧縮積立金の取崩し	22	－		－			－
特別償却準備金の取崩し	5	－		－			－
別 途 積 立 金 の 積 立 て	△10,000	－		－			－
剰 余 金 の 配 当	△2,550	△2,550		△2,550			△2,550
当 期 純 利 益	12,192	12,192		12,192			12,192
自 己 株 式 の 取 得			△2,049	△2,049			△2,049
自 己 株 式 の 処 分		0	337	337			337
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					23	23	23
当 期 変 動 額 合 計	△330	9,641	△1,711	7,929	23	23	7,953
当 期 末 残 高	12,598	178,375	△18,328	208,705	282	282	208,987

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法（ヘッジ会計を適用するものを除く）

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

商品及び製品

売価還元法、ただし、流通センター在庫は、移動平均法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～39年
構築物	10年～45年
機械装置	8年～17年

② 無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 長期前払費用

定額法

(5) 外貨建の資産、負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ ポイント引当金

当社が運営するポイントプログラムにて会員に付与するポイントには、購入実績に応じて付与するポイントと、購入実績以外の事象で付与するポイントがあります。

このうち、購入実績以外の事象で付与するポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

⑤ 災害損失引当金

災害により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、当事業年度末における見積額を計上しております。

⑥ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

⑦ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、2010年6月29日開催の第49回定時株主総会で決議された役員退職慰労金の打ち切り支給額のうち、将来の支給見込額を計上しております。

⑧ 役員株式給付引当金

社長の取締役に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、役員株式給付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たすものについては振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約、通貨スワップ、通貨オプション

③ ヘッジ方針

ヘッジ対象……買掛金（予定取引を含む）

商品の輸入取引に係る為替相場の変動リスクの低減のため、社内規程に基づき為替予約取引・通貨スワップ取引・通貨オプション取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動の累計額を比較すること等によってヘッジの有効性の評価を行っております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約・通貨スワップ取引において、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一であり、高い相関関係があると認められるものについては、決算日における有効性の評価を省略しております。

(8) 収益及び費用の計上基準

① 商品の販売に係る収益認識

当社の顧客との契約から生じる収益は、ホームセンター事業における商品の販売によるものであり、これら商品の販売は、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

また、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

なお、対価の受領は、顧客の選択した決済手段に従って、概ね商品の引渡しと同時に対価が支払われており、重大な金融要素は含んでおりません。

② 自社ポイント制度に係る収益認識

当社が運営するポイントプログラムにて会員に付与するポイントには、購入実績に応じて付与するポイントと、購入実績以外の事象で付与するポイントがあります。

このうち、ポイント会員に購入実績に応じて付与したポイントを履行義務として識別し、取引価格から顧客により行使されると見込まれる金額を控除し収益を認識しております。

③ 商品券に係る収益認識

当社は、当社が発行した商品券を履行義務として識別し、商品券が使用された時点で収益を認識しております。商品券の未使用分については、顧客が権利を行使する可能性が極めて低くなった時に収益を認識しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

ホームセンター事業に係る資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	貸借対照表計上額	損益計算書計上額 (減損損失)
有形固定資産	153,166百万円	1,205百万円
無形固定資産	5,959百万円	31百万円
投資その他の資産	959百万円	7百万円
合計	160,085百万円	1,244百万円

(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

(1) の金額の算出方法は、連結計算書類「連結注記表（3. 会計上の見積りに関する注記）ホームセンター事業に係る資産の減損」の内容と同一であります。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

資産除去債務の見積りの変更

当事業年度において、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額5,666百万円を有形固定資産及び資産除去債務に加算しております。

なお、この変更に伴って計上した有形固定資産については、314百万円を減損損失として処理しており、当該見積りの変更により、当事業年度の税引前当期純利益は314百万円減少しております。

5. 追加情報

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

連結注記表の「5. 追加情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(株式給付信託（従業員持株会処分型）制度)

連結注記表の「5. 追加情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	164,427百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	11,471百万円
長期金銭債権	37百万円
短期金銭債務	2,154百万円
長期金銭債務	11百万円

7. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
売上高	181百万円
営業収入	615百万円
仕入高	14,796百万円
その他の営業取引	10,391百万円
営業取引以外の取引	1,625百万円

上記の他、関係会社に対する債権譲渡高が134,689百万円あります。

(2) 固定資産処分損

固定資産処分損の主な内訳は、建物101百万円、構築物25百万円、機械装置0百万円、器具備品5百万円、解体撤去費用181百万円、無形固定資産その他0百万円であります。

(3) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
富山県他15府県 74件	店舗	建物等

当社は原則として各店舗を基本単位としてグルーピングをしております。営業活動による損益が継続してマイナスとなる店舗や土地の時価が著しく下落している店舗について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当事業年度においては、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行い、この見積りの変更による増加額を資産除去債務に計上するとともに、同時に計上した建物の一部について減損損失を計上しております。

当事業年度に計上した減損損失1,244百万円の内訳は、建物915百万円、構築物46百万円、機械装置3百万円、土地239百万円、借地権30百万円、長期前払費用7百万円、その他0百万円であります。なお、当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローを2.2%で割り引いて算出しております。

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	6,546千株	554千株	121千株	6,979千株

- (注) 普通株式の自己株式の増加554千株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得539千株、役員株式給付信託（BBT）による取得14千株、単元未満株式の買取0千株によるものであります。普通株式の自己株式の減少121千株は、株式給付信託（従業員持株会処分型）による処分121千株、単元未満株式の買増し請求0千株によるものであります。なお、当事業年度末日の自己株式数のうち、役員株式給付信託（BBT）及び株式給付信託（従業員持株会処分型）が所有する株式数は、433千株であります。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
減損損失	3,643百万円
未払事業税	227百万円
賞与引当金	385百万円
退職給付引当金	1,921百万円
未払確定拠出年金移管金	9百万円
役員退職慰労引当金	37百万円
ポイント引当金	57百万円
資産除去債務	4,423百万円
貸倒引当金	269百万円
その他	477百万円
小計	11,453百万円
評価性引当額	△1,107百万円
繰延税金資産合計	10,346百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△113百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△2,869百万円
その他有価証券評価差額金	△108百万円
その他	△201百万円
繰延税金負債合計	△3,293百万円
繰延税金資産の純額	7,053百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
住民税均等割	2.6%
受取配当等永久に益金算入されない項目	△1.3%
その他	0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.6%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

防衛特別法人税の創設に伴い、2026年4月1日以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.5%から31.4%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が176百万円増加し、法人税等調整額が179百万円減少しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名 称	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	議 決 権 等 の所有 (価額) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	北 星 産 業 (株)	新 潟 市 南 区	336	100.0	資 金 の 援 助 営 業 上 の 取 引 役 員 の 兼 任	資金の貸付(注)2 資金の回収	12,760 9,000	短期貸付金	3,820
子会社	(株)ビット・エイ	新 潟 市 南 区	50	100.0	資 金 の 援 助 営 業 上 の 取 引 役 員 の 兼 任	資金の借入(注)3 借入金利息	— 15	長期借入金	3,800
子会社	(株) コ メ リ キャピタル	新 潟 市 南 区	450	100.0	資 金 の 援 助 営 業 上 の 取 引 役 員 の 兼 任	クレジット販売 代金の債権譲渡 資金の貸付(注)2 資金の回収 貸付金利息	134,689 116,150 115,986 26	売 掛 金 短期貸付金 長期貸付金	11,091 1,858 2,000
子会社	KOMERI (THAILAND)CO.,LTD.	タイ王国	4,000THB	直接 48.0 間接 52.0	資 金 の 援 助 営 業 上 の 取 引 役 員 の 兼 任	資金の貸付(注)2 貸付金利息 貸倒引当金繰入	119 25 805	長期貸付金 貸倒引当金	1,233 805

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 営業上の取引については、一般取引条件を参考に協議の上決定しております。
2. 資金の貸付については、当社調達金利を勘案して合理的に決定しております。
なお、担保は受け入れておりません。
3. 資金の借入については、当社調達金利を勘案して合理的に決定しております。
なお、担保は差し入れておりません。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (8) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

なお、その他の情報については、「連結注記表 10. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 4,406円23銭

1株当たり当期純利益 256円94銭

(注) 総額法の適用により計上された自己株式については、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

期末の当該自己株式の数 433千株 期中平均の当該自己株式の数 433千株

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社 コ メ リ
取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 尻 引 善 博
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 及 川 貴 裕
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コメリの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コメリ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社 コ メ リ
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	尻 引 善 博
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	及 川 貴 裕

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コメリの2024年4月1日から2025年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第64期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の監査室及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、ストアサポートセンター（本社）及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

株式会社コメリ監査等委員会

常勤監査等委員 住 吉 正二郎 ㊞

監 査 等 委 員 藤 田 善 六 ㊞

監 査 等 委 員 武 石 聡 之 ㊞

(注) 監査等委員 藤田善六及び武石聡之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上